

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 自社の産業廃棄物の保管期間

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問)

当社は事業場が3か所あり、各事業場には産業廃棄物を保管する場所がないため、事業場とは別の場所に産業廃棄物を集めて、一定量まとまったら処分業者に運んで処分しています。先日、運搬を委託している方から自社の廃棄物でもあまり長い期間保管してはだめと指摘されましたが、どうしてダメなのでしょう。

(協会)

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合はマニフェストを発行していると思いますが、運搬終了のマニフェスト(B2票)、処分終了のマニフェスト(D票)を排出事業者に送付する期間が、通常の産業廃棄物の場合90日以内、特別管理産業廃棄物の場合60日以内と決まっていますので、保管場所であり長く保管していると処分がこの期間までに終了しない恐れが発生することが予想されますので、長い期間保管してはだめと指摘されたものと思われます。従って、処分業者の方とあらかじめ保管期間を協議しておくと思います。

また、これを解消するためには、保管場所まで自社で運搬することをお奨めします。自社で運べばマニフェストは発行しませんので、保管期間の制限は発生しません。この場合は、保管場所で保管して処分業者に運搬する時に初めてマニフェストを発行することになりますので、保管している期間に制限は生じません。

しかしながら、保管するにあたっては、保管基準が適用されますので飛散流出等には十分気を付けてください。また、保管している廃棄物の処分先が決まっていない、囲いや表示がないなど保管基準が守られていない場合は、不法投棄とみなされることもありますので、注意してください。

なお、事業場外で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を保管する場合、保管面積が300㎡以上の場合は、届出が必要になりますのでご注意ください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。